

問は出ないところであると思ひますが、先ほど御指摘いただきましたように、たゞのことではございすが、準則にのっとりまして、あるいはこれについては災害補償法、あるいは議員さんの組合にございます条例、そういうものも一応、比較検討させていたゞいておるわけではございまして、同じような表現に、こういう表現に、条例ではなっていないことではございします。

○二十番(貫井喜代次君) それでは納得か分かりません。という事は、ソマ説明にあつたように、区分したと。区分したという事と、また新たに、こういう傷病の補償年金というものが入つたという事、それで両方に関係があるんだという事だつたら、なおさら、休業補償をという事は意味をなさない、私はそういうふうに受けるわけです。なぜなら、先ほども申し上げましたように、もしこの休業補償の中で、今回新たに、出た傷病補償年金というものの、細かい休業の支給する、な、この規定を入れるとするものであつたら、もうそれは「休業補償を」ということではなないと思ひます。区分してという事、な、なおさら私は、そういうふうに感ずるし、両方という事、休業補

償と傷病補償年金というものの両方をここにうたつておるとしたら、なおさら、私は「を」というものは、これは考へるべき、一文字ですけれども、後に続かない、これは。どう考へても続かない。何回読んでも。けさも私は家をおるまで、十分前まで、前からこれを気にしてゐたから、いろいろ引張つ出して見ておましたけれども、読んでみて、あるいは議員の皆さんがわかるか。あるいは常時、条例、法律を目にしてゐる職員にはわかるかもしれませんけれども、まず私はわからないんじゃないかと。休業補償をという点で切つて「傷病補償年金を受ける」、これはどういふことか、ソマ少し納得か、説明してもらつた上で、また担当委員会ですらに検討されると思ひますので、それに任せることにいたします。ソマ一回、この点について説明をいただければ幸いですと思ひます。

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午前十時三十八分 休憩

午前十時四十八分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（浅見裕康君） には、この件につきまして御答弁申し上げます。

先ほど私が御答弁申し上げましたような趣旨で、こゝに改正条文に相なっているわけでございすけれども、確かに従来、「休業補償を行わぬことかである」という形で規定をされていたものが、今回、「傷病補償年金を受ける者にあては傷病補償年金を」と云々という事で、新しく傷病補償年金の項が入った関係で、「休業補償」ということで区分していただいたような感じでございすけれども、丁寧に表現するすれば、「傷病補償年金を」と上の、「休業補償」といふ次に、「休業補償を行ふ」というような言葉がつかつておれば、さう貫井議員さんが御指摘されましたような疑問というものは出ないというふうに感じているわけでございす。

先ほど申し上げましたように、各法律とも同じ表現に相なつてゐるという事もございまして、御提案申し上げました条例の規定も、同じような文章にいたしました。御提案申し上げたという事でございす。確かに、

御指摘いたされたようなことについては、一応、準則という形も、必ずしもこれがいいというわけにも、確かに御指摘のとおりいかなわけではございまして、今後は十分、表現等については検討を加えて御提案したいというふうに考えております。

非常に御理解いただくまでの御説明に、相なつてゐるかと思ひますけれども、以上をもって答弁にかえさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○二番（貫井喜代次君） さきの説明で納得するわけですが、要は、先

ほど来申し上げてゐる通りに、担当専門委員会で検討されることであり、まじやうから、今日の質疑は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

には、この議題となつております議案第九号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

に付、仲村清信君から、本案は総務委員会付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

○議長（末次性男君）（「異議なしと呼ぶ者あり」）
御異議なしと認めます。よって、議案第九号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第三 議案第十号 福生市営テニスコート設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

（教育次長 八木房雄君 登壇）

○教育次長（八木房雄君） 御指名をいただきまして、議案第十号 福生市営テニスコート設置及び管理条例の一部を改正する条例の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

南公園テニスコートは、クレイコート三面ございまして、これを現在、全天候型コート、三面に改修工事としております。したがって福東

テニスコート及び武蔵野台テニスコートと同じ全天候型コートとなりますので、使用料についても増額に、本条例の改正をお願いしようにするものでございます。平年度、約二十六万四千円の増収を見込んでおります。

内容につきましては、別表第二中、二百円を四百円に改めようとするものでございます。附則といたしまして、この条例は、昭和五十八年四月一日から施行したいというものでございます。

大変簡単な説明でございましたが、慎重御審議をいただきまして、原案とおり御決定くださいますようお願いいたします。説明を終わらせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより、本案に対する質疑を行います。

○十番（遠藤洋一君） いまの次長の説明で大変よくわかりまして、南公園のコートがクレイからアスターに新になるという事で、大変結構だと思えますが、一つ心配がありまして、私が調べ、伺いまして、南公園のコートが、クレイから

アウターにならなかつたという質問のときには、管理上の問題があるんだと。河川敷で砂利とか小石がどんどん飛んでくるんで変えることができないんだと。非常にむずかしいんだというところがあるんだとすけれども、この間、そういうことが解決したのでクレーンからアウターに変えることができたのか。いわゆる、管理体制に万全なものができたから、ここで変えて市民の皆さんに便宜を図るのか、そこだけも伺いたいと思います。

○教育次長（八木房雄君） お答え申し上げます。

この管理体制の問題につきましては、当初、そういうふうな問題もございましたが、周りの道路等も舗装が完了して、また建設省からの許可もいただいたので関係上、そういうふうなクレーンコートから全天候型に変えしよとすものでございます。いまお話しいたしましたとおり、小石等の危険もないと考えましたので、こういうふうな工事を行つたわけでござります。以上でございます。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十号については、総務委員会に付託されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

ただいま仲村清信君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第十

号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第四 議案第十号 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 須崎進君 登壇）

○福祉部長（須崎進君） 御指名をいたしまして、議案第十一号

○ 福生市児童遊園条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

本案は、東京都新宿区西新宿四一三二四、ハynes興産株式会社で築造しました、福生市武蔵野台一丁目一六番地二、面積四百五十七・六平方メートルの児童遊園につきまして、御寄付されたものによりまして、新たに、別表に、新たに武蔵野台第二児童遊園として設置しようとするものでございます。

また、新たに武蔵野台第二児童遊園の今回の設置によりまして、すでに設置されております武蔵野台児童遊園と、武蔵野台第一児童遊園と名称変更しようとするものでございます。

なお、附則につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいたしまして、原案御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○ 議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○ 二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となっております議案第十号については、原案のとおり可決せんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○ 議長（末次性男君） お諮りいたします。

たゞいま仲村清信君から、本案は原案のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第十号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第五 議案第十二号 福生市都市公園
条例の一部を改正する条例を議題といたします。

（本案について提案理由の説明を求めます。）

（建設部長 内田和雄君 登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名によりまして、議案第十二号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。今回の改正は、わらつけ公園を新たに設置したことに伴います改正でございます。この公園は、敷地面積三千八百十一・六三平方メートルでございます。改正の内容でございますが、別表の多摩川緑地福生かに坂公園の次に、こので完成いたします名称わらつけ公園、位置、福生市大字福生二二五一番地一と、つけ加えよりとするものでございます。附則にしましては、本条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜うしまして、原案におう御決定賜いますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。

たにこの議題となっております議案第十二号については、原案のとおう可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） お諮りいたします。

たにこの仲村清信君から、本案は原案のとおう可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおう決することと御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第十二号は、原案のとおう可決いたしました。

○議長（末次性男君）　　れより十一時十分まで休憩いたします。

午前十一時

休憩

午前十一時十分

開議

○議長（末次性男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第六　議案第十三号　福生市表彰条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明をお願いします。

（総務部長　浅見裕康君　登壇）

○総務部長（浅見裕康君）　御指名をいただきましたので、議案第十三号　福生市表彰条例につきまして、提案理由とその内容を御説明いたします。

本市の表彰制度につきましては、昨年十二月の定例会におきまして福生市表彰制度審議会条例の御制定をいただきました。本年一月十四日に審議会が発足しまして御検討願ひ、二月三日に審議会の御結論を

ちようだいいたしました。この間、非常に期間が短く、委員さんの先生方には、大変な御心労を煩わしたわけでございますけれども、次に申し上げます。

まず第一に、表彰の種類は自治功労表彰及び一般表彰の二種類に整理することが望ましいということ。二番目に、現行の自治表彰の対象となる職のうち、教育長にあつては、教育委員としての該当職から分離をいしまして、助役、収入役の職と同種の職として考慮されることが望ましいということ。第三番目に、現行自治表彰の基準年数について、現行基準よりも五〇％程度の引き上げが望ましいということ。四

番目に、現行自治表彰の対象となる職のうち、一般職の職員については、自治表彰の対象から除かれることが望ましいということ。五番

目に、現行自治表彰制度が見直しをされる段階では、現行制度上にらける経歴を要するものについて、経過的措置を当然のことと

して設ける必要があるという事。六番目に、一般表彰においては、規則基準によつて、表彰の公平、妥当を図るべく現行措置が施されてゐるところであるが、なほ一層の公平性、妥当性を得るべく、将来的な検討が望まれるという事。七番目に、現行職員表彰については、自治表彰における一般職の職員と同様に、条例の制度から除外されることと望ましいという事。この場合、一般職の職員に対する内規的措置によります表彰を行ふべきであるという事。それから、八番目といひまして、以上の点について、現行制度を各規定によつて逐一検討すると、現行規定について速やかな整理が望まれるというように相なっております。

また、現行の自治功勞表彰の様式、規格について、意見と言ひますが、御要望と申しますか、それが付記されておりました。表彰制度の見直しを契機に、近代感覚を具備したものとすべく、自治功勞表彰の様式、規格についての御要望がされております。

この答申に沿ひまして、今回、現行制度を改正いたしたく、本議案と

御提案申し上げる次第でございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

今回、条例を点検いたしますと、各条文に改正が及びますところから、

全部改正の方法で改正をいたそうとしております。

まず第一条は、現行条例の表現について、若干改めたほかは、特に

内容の改正はいたしておりません。

第二条は、表彰の種類を、自治功勞表彰と一般表彰の二種類にする事を規定しております。

第三条は、自治功勞表彰の基準について規定しております。現行の自治表彰は、まず自治功勞者について定義づけ、この自治功勞者の表彰が自治表彰である事を規定しておりますが、規定が理解しにくく、とり点がございまして、答申でも御指摘を受けましたので、第二条、第三条で、自治表彰を自治功勞表彰と名称を改めまして、自治功勞表彰の基準を、第三条第一項各号のように定めております。今改正で、さらに自治功勞表彰の基準年数につきましても、答申どおり、そ

れぞれ引き上げており、現行基準の第三号の教育委員、監査委員については六〇％、その他の職については、五〇％の基準の引き上げを行っております。

また、教育長については、特に第二号にその職を記載することとしており、一般職の職員の自治功労表彰については削除をいたしております。

第四条は、一般表彰について規定をしております。若干表現を改めたほかは、特に現行内容の改正はいたしておりません。

第五条から第十一条までは、現行の制度と内容において特に変更はございません。

次に、附則でございますが、新条例は、本年四月一日から施行しようとしております。

それから、経過措置をいたしましては、第二項から第四項までで、既得の経歴につきましては保護をいたしております。

まず、附則第二項の関係でございますが、自治功労表彰につきましては新条例が施行されましたから、最初に任期が到来する日に、現行

の自治表彰の基準年数を満たす方にしましては、従前通りの基準年数で自治功労表彰をさせていただきます。ことに相なっております。具体的に申し上げますと、恐縮でございますけれども、来る四月で任期が到来いたします議員さんにつきまして、二期で、仮に御勇退されるという方がございますれば、それにつきましては、現在の条例の規定であり、この自治功労表彰をさせていただきますというように相なっております。でございます。

第三項にしましては、新条例の施行日前の自治表彰の対象となる

職、すなわち、現行条例第四条第二項第一号から第四号までに規定しております職の御経歴につきましては、今後、自治功労表彰の適用をいたします場合には、一・五倍、または一・六倍して新条例の基準を適用しようとしております。この場合、申し上げるまでもございせんが、これまでに自治表彰を受けておられなかった方について、このような措置を取ろうというものでございます。

第四項は、新条例が施行されるために、自治功労職、すなわち新しい条例第三条第一項の第一号から四号までに規定しております職に、

現在就任しておられる方で、一般職の職を退職しましたときには、職員歴だけで現行の自治表彰の基準を満たして、そのまま特別職に任命されたために、一般職を退職の時点で自治表彰を受けられなかった方につきましては、現在の職を退職いたしましたときには、新条例による自治功労表彰をいたそうというところでございます。

このようにいたしまして、第二項から第四項までの適用がある場合は、表彰審査委員会にお諮りいたしまして、議会の議決をいたいただき、表彰申し上げます。

最後の第六項は、条例が改正され、自治表彰が自治功労表彰という名称に改まりますが、現行の条例で表彰された自治表彰は、同様に新条例による自治功労表彰でありますので、新旧条例に違ひがございしても、自治功労者としての処遇は変わらないというところを規定してございます。

先ほども触れましたように、自治功労表彰について、一般職の職員につきましては削除してございしますが、これと同様に、勤続十五年の職員と

対象といたしました職員表彰も、本条例には規定しておりません。一般職の職員につきましては、答申でも御指摘をいたしておりました。別途内規を定めまして、市役所内部の表彰として実施をしようというふうに思っています。訓令で、この細部については規定をいたしまして、それにより現在の表彰条例の規定、そういったものとの関連を持たせて、そこで内部表彰をいたそうという考え方でございます。

以上、雑駁でございましたが、議案第十三号の提案理由とその内容につきましての御説明とさせていただきます。慎重御審議を賜うまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○二番（仲村清信君） この際、動議を提出いたします。ただいま議題となっております議案第十三号については、総務委員会